

中川運河堀止緑地等にぎわい創出イベント業務委託

企画運営提案 公募要項 委託業務仕様書

**令和7年12月19日
名古屋港管理組合**

中川運河堀止緑地等にぎわい創出イベント業務委託

I 企画運営提案 公募要項

1 目的

中川運河堀止緑地とその周辺一帯(以下、堀止地区という。)において、名古屋港管理組合(以下、本組合という。)と名古屋市は、「中川運河再生計画更新版」に基づき、都心から人々を中川運河に誘導するゲートエリアとして、にぎわいを創出する取り組みを進めています。

令和8年度には、愛知県、名古屋市において、アジア・アジアパラ競技大会の開催が予定されており、多くの人々が来訪することが期待されます。この機会を契機に、ささしまライブ24地区を入口とした堀止地区においてイベントを実施することで、堀止地区を含む中川運河を広く内外に発信し、今後の魅力向上につなげていくことが重要です。

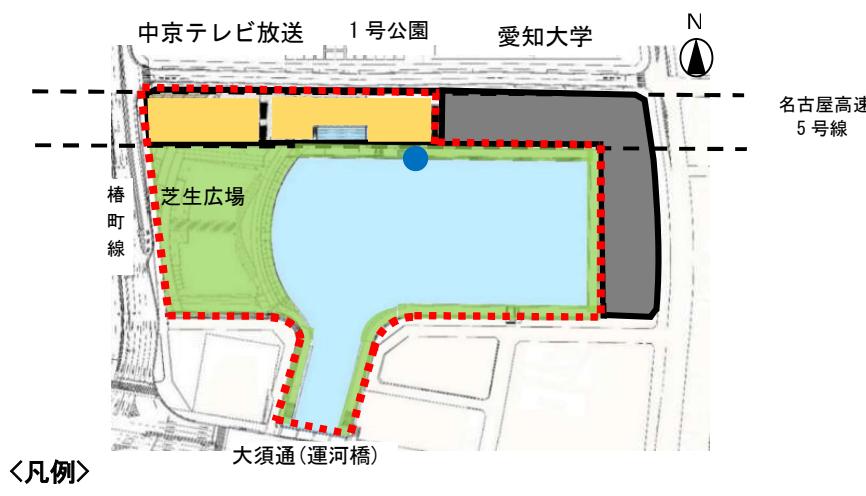
本業務は、堀止地区の魅力向上を目指し、アジア・アジアパラ競技大会の盛り上げにも協力しながら、民間活力による堀止緑地の利活用や高質化に向けて、事業者進出の機運醸成を図るとともに、今後の同緑地等の利活用のアイデアを収集するため、イベントの企画提案を募集します。

2 業務履行期間

業務委託契約締結日から令和8年12月18日（金）まで

3 業務履行場所

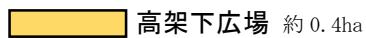
堀止緑地、堀止水面及び高架下広場



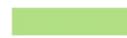
〈凡例〉



業務履行場所



高架下広場 約 0.4ha



堀止緑地 約 1.1ha
(内、芝生広場 約 0.6ha)



名古屋市開発区域



堀止水面 約 1.6ha



暫定船着場



【堀止緑地 位置図】

4 業務内容

「II 委託業務仕様書」(P8～P10)に従い、堀止緑地、堀止水面及び高架下広場において、「昼も夜も憩い楽しむことができる都心の水辺空間」をコンセプトとする「にぎわい創出イベント」として、光の演出(イルミネーション等)、飲食・物販その他のコンテンツを実施し、その結果とともに堀止地区のにぎわい創出につながるアイデアや意見について取りまとめます。

5 契約条件等

- (1) 本業務委託契約の契約金額には、本業務の提案・履行に係る全ての経費を含むものとし、その上限額は、20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
- (2) 提案内容に基づき、本組合と受注者双方で十分協議し、両者が合意する内容で本業務を実施します。

6 企画提案参加資格

(1) 参加資格要件

以下の要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される団体（以下「グループ」という。）であることとします。グループの場合は、以下の要件を全て満たす事業者のみで構成し、代表する事業者を定めてください。

以下の要件を満たさないことが判明した場合、当該事業者及びグループは失格とします。

なお、グループで応募した場合について、代表事業者以外の構成員が失格事項に該当する場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合との協議の上、当該構成員等の変更を認めることができるものとします。

応募した事業者が参加資格要件を満たすものであることの確認は、本組合の職員が行います。

- ① 令和8年1月16日（金）（※参加表明書の提出締切日）時点で、あいち電子調達共同システム（物品等）において、業務分類が、下表のアとイの両方で本組合に登録済みであること又は登録の審査が完了していること。グループの場合、登録済み又は登録の審査が完了している事業者が、アとイについて最低1ずつ構成されていること。

	大分類	中分類	小分類	細分類
ア イ	役務の提供等	映画等製作・ 広告・催事	催事	イベント企画
		広告	広告	広告企画・代行

- ② 平成27年度以降の実績で、類似イベントの企画提案又は管理運営の実績があること。グループの場合、代表事業者がこの条件を満たすこと。
- ③ 日本国内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ④ 令和7年12月19日（金）（参加表明書及び企画提案申込書の受付開始日）時点で、本組合から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更正法(平成14年法律第154号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 評議会議の委員及び委員が属する法人と資本面又は人事面において関連がある者(代表者や役員の兼務等)でないこと。

(2) 応募の制限

- ① 1つの事業者及びグループが複数の案で申し込むことはできません。
- ② 1つの事業者が複数のグループに重複して構成員となることはできません。
- ③ 1つの事業者が単独応募とグループ応募を兼ねることはできません。

7 スケジュール

本業務の企画提案書受付開始から、契約までの日程は、下表のとおり予定しています。

参加表明書の受付開始 企画提案申込書の受付 開始 質問の受付開始	令和7年12月19日（金）
質問の受付締切	令和8年 1月 9日（金）
参加表明書の受付締切 質問への回答	令和8年 1月 16日（金）
企画提案申込書の受付 締切	令和8年 1月 30日（金）
一次審査結果の通知	令和8年2月中旬頃（企画提案申込書の受付締切から2週間程）
二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年3月5日（木）
二次審査結果の通知	令和8年3月中旬頃
契約の締結	令和8年3月下旬頃

8 参加表明書の提出

会社概要等の関係書類を添えて、下表のとおり参加表明書を提出してください。

提出書類	様式集「1.参加表明に係る書類」参照 ・参加表明書（様式第1号） ・構成員一覧（様式第2号）※グループの場合 ・委任状（様式第3号）※グループの場合 ・誓約書（様式第4号） ・会社概要（様式自由） ・履歴事項全部証明書 ・類似イベントの企画提案又は管理運営の実績を有することが分かるもの（仕様書・契約書の写し）（様式自由）
提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
提出方法	持参、郵送又はe-mail ※持参の場合、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間としてください。 ※郵送は提出期限必着とし、配達記録郵便を利用してください。
提出先	〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 建設部 開発課 担当：鈴木、長谷川 e-mail : nakagawa@union.nagoyako.lg.jp
その他	グループの場合、全構成員を明記したうえで、代表の事業者がまとめて提出してください。

9 質問の受付及び回答

質問の提出から回答までの流れは、以下のとおりです。

① 質問

提出書類	様式集「3.質問に係る書類」参照 ・質問書（様式第6号）
受付期間	令和8年1月9日（金）午後5時まで
受付方法	電子メールのみ（電話や面談による質問には対応できません。）
受付先	名古屋港管理組合 建設部 開発課 担当：鈴木、長谷川 e-mail : nakagawa@union.nagoyako.lg.jp

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・メールには、質問者の所属、氏名、連絡先（e-mail アドレス）を明記してください。 ・質問が無い場合、質問書の提出は不要です。 ・提案内容の是非及び審査に関する質問には回答できません。
-----	--

② 回答

回答については、質問者及びそれ以外の全ての応募者に対して、令和8年1月16日（金）までに、質問者を特定できない形で電子メールにより送付します。

10 企画提案申込書

（1）企画提案申込書の提出

企画提案書等の関係書類を添えて、下表のとおり、企画提案申込書を提出してください。

提出書類	様式集「2.提案に係る書類」参照 <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案申込書（様式第5号） ・企画提案書* (A4版横書き　頁数自由　本文のフォントは10.5ポイント以上) ・見積書(内訳書を含む)（様式自由） <p>※「企画提案書」の提出部数：10部 「企画提案書」は、1部だけに社名を記載してください。 また、審査は社名を伏せて実施するため、提案者が特定される事項を記載しないようしてください。</p>
提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
提出方法	持参又は郵送 <p>※持参の場合、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間としてください。</p> <p>※郵送は提出期限必着とし、配達記録郵便を使用してください。</p>
提出先	〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 建設部 開発課 担当：鈴木、長谷川

（2）企画提案書に記載すべき内容

1) イベント計画

① 企画・構成

イベントの名称、本業務の目的を踏まえて、魅力的で、にぎわいのある水辺空間として活用するための考え方やストーリー、イベント内容、スケジュール(現地設営撤去及びイベント実施期間)を記載してください。

特に、イベント内容については、「光の演出」及び「飲食・物販その他のコンテンツ」の実施期間・日数・時刻、実施場所・配置、規模(出店数等)、内容、デザイン・演出、アピールポイント、特に留意した点または工夫した点など、詳細に記載してください。

② 広告宣伝

宣伝媒体、計画内容及び効果の目標設定(SNS広告のクリック率など)をできる限り詳細に記載してください。

※チラシ又はポスターを製作する場合、内容、配布先は、本組合と調整することとします。

③ 管理運営・事業費

管理運営方法、実施体制(運営組織)、警備・安全対策等について記載してください。
 また、本業務に要する見積り金額の合計とその内訳を記載してください。

2) 類似イベントの企画・運営実績

開催回数(過去3年間の累計)と、代表的なイベント2件を上限に、名称、開催時期・場所、概要、アピールポイント等が分かる資料をご提示ください。

3) その他イベント開催に必要な事項

1.1 企画提案書の評価

(1) 評価体制

専門的な見地から意見を求め、公平性・透明性を確保するため、学識経験者で構成する「中川運河堀止緑地等にぎわい創出イベント業務委託企画運営提案評価会議（以下「評価会議」という。）において、企画提案の評価を行います。

評価会議の構成員は、次のとおりです。

<評価会議の構成>

① 評価委員

氏名	所属等
千頭 聰 (ちかみ さとし)	日本福祉大学 特任教授
清水 裕二 (しみず ゆうじ)	愛知淑徳大学 教授
江坂 恵里子 (えさか えりこ)	名古屋芸術大学 非常勤講師

② 事務局

名古屋港管理組合 建設部 開発課 金城・中川・南5区担当
名古屋市 住宅都市局 まちづくり企画部 名港開発振興課

(2) 一次審査（書類審査）

評価会議において、提出された企画提案書を事前採点します。

応募者多数（6者以上）の場合は、「1.1 (5) 評価基準」をもとに一次審査を行い、上位5者のみ二次審査を実施します。応募者が5者以下の場合、一次審査は実施しません。

一次審査の結果は、全ての応募者に対して通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

評価会議において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価します。

ただし、社会情勢（感染症拡大等）によっては、企画提案書による書類審査のみで評価します。

実施予定日	令和8年3月5日(木)
場所	名古屋港管理組合本庁舎 会議室 予定 事前に通知する時間までに、2階ロビーにご集合ください。
説明者	2名以内
持ち時間	準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分
内容	プレゼンテーション及び質疑応答を実施 ※提出された企画提案書のみを使用して実施してください。

(4) 留意事項

- いかなる理由があっても、提出期限後の差し替え及び再提出は認めません。
- 虚偽の記載が発覚した場合は提案書を無効とします。
- 提出された提案書は、提案の採否決定以外の目的には使用しません。
- 提出された提案書については、返却しません。
- 提案書作成等に要する費用を本組合は、一切負担しません。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合は失格とします。
- 評価会議の委員に、評価に関する照会や要求を行うなど、個別に接触が認められた場合は失格とします。
- 評価会議の委員及び委員が属する法人と応募した事業者に、資本面又は人事面において関連が確認された場合は、提案書を無効とします。

(5) 評価基準

提出された企画提案書、プレゼンテーションに対して、以下の基準で採点します。

評価項目	評価の視点	配点
企画・構成	業務内容の理解	本業務の目的を理解し、堀止緑地等の魅力向上・賑わい創出に資する企画となっているか。
	光の演出	アジア・アジアパラ競技大会の開催期間を活かして、多くの人々が楽しめる魅力的な光の演出となっているか。
	飲食・物販その他のコンテンツ	緑地等の空間を活かし、昼も夜も楽しめる魅力的なコンテンツが企画されているか。
広告宣伝	人々に周知できるよう、創意工夫がみられるか。	10点
管理運営	安全確保や維持管理の計画・体制が整っているか。	10点
類似イベントの実績	過去3年間、公園や緑地で行った類似イベントの企画・運営実績	10点
合計	—	100点

(6) 評価の方法

評価会議が、企画提案書、プレゼンテーションの内容を評価します。その評価方法は、次のとおりです。

- ① 各委員は、前項の「評価基準」に基づき、評価項目ごとに点数（以下「評価点」という。）を付けます。
- ② 各委員が採点した評価点の合計を合算した点数（以下「総合評価点」という。）を高い順に順位づけます。
ただし、下記の④に定める最低基準点に満たないものは除きます。
- ③ 総合評価点が最も高い者を最優秀提案者として決定します。この場合において、総合評価点が同点の場合は、次の順により順位づけます。
 - ア 評価項目「企画・構成」について、各委員が採点した評価点を合算した点数が高い順
 - イ 評価項目「広告宣伝」について、各委員が採点した評価点を合算した点数が高い順
 - ウ ア、イによっても順位を決しない場合は、委員の多数決により順位を決定します。
- ④ 最低基準点は次のとおりとします。なお、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合も、最低基準点を適用します。
 - ア 総合評価点について、満点の6割
 - イ 各評価項目について、各委員が採点した評価点を合算した点数が、当該評価項目の満点の5割

1.2 受注候補者の選定及び選定結果の通知

(1) 受注候補者の選定

評価会議による順位付けをもとに、事務局が、最優秀提案者を「受注候補者」として選定します。

なお、最優秀提案者が不適格となった場合、又は最優秀提案者から辞退申込があった場合は、次順位となった者を受注候補者とします。

また、評価会議による審査の結果によっては、該当者なしとする場合があります。

(2) 選定結果の通知

全ての応募者に対し、速やかに結果を通知します。

13 その他

- (1) 応募に関する書類、本組合との業務契約等で使用する言語は日本語、単位はメートル法、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時、適用法規は日本国内法とします。
- (2) 最優秀提案者選定後、提案者の請求があった場合、当該提案者の評価結果と評価順位を開示します。
- (3) 不採用となった提案者は、不採用となった経緯に疑義があるときは通知日の翌日から起算して2週間以内に、書面により、本組合に対してその理由について説明を求めることができます。
- (4) 不採用の理由については、本組合は、説明を求められた日から起算して10日以内に書面により回答します。
- (5) 自然災害や感染症等の影響により、企画提案募集の中止又は募集内容の見直しを行う可能性があります。なお、企画提案募集を中止した場合においても、本組合は、提案書作成等に要した費用を一切負担しません。
- (6) 見積金額が5(1)に規定する上限額を超える提案については、評価の対象としません。

II 委託業務仕様書

1 業務内容

本業務の目的（I 企画運営提案 公募要項 参照）を踏まえ、以下の業務を行う。

(1) イベントの実施

「昼も夜も憩い楽しむことができる都心の水辺空間」をコンセプトとして、にぎわい創出に係るイベントを実施する。

1) 履行場所

堀止緑地、堀止水面及び高架下広場

2) イベントの内容

① 光の演出

アジア競技大会の開始からアジアパラ競技大会終了までの期間*の中で任意の期間、堀止水面や堀止緑地、高架下広場において、光の演出(イルミネーション等)を行う。

*・アジア競技大会 : 令和8年 9月19日(土)～10月 4日(日)

・アジアパラ競技大会 : 令和8年10月18日(日)～10月24日(土)

② 飲食・物販その他のコンテンツ

アジア競技大会開催期間中に3日以上、アジアパラ競技大会開催期間中に1日以上、集客につながる企画を行う。

3) 広告宣伝

様々な媒体を通じた広告宣伝、情報の提供・発信を行う。(例:ホームページ、SNS広告等)

また、広告宣伝、情報の提供・発信の際には、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の機運醸成や地域の活性化につながる取組を応援するためのロゴマーク「MOVE ON 2026」を使用する。なお、ロゴマーク使用に係る届出等、関係機関への手続きは、受託者が行う。

4) アンケート調査等

イベント期間中の来場者数を把握するとともに、来場者の一定数を対象に、アンケート調査を行い、イベントの効果検証や緑地に対する意見等を収集する。

5) 機材の設置・点検・撤去

関係機関等との調整を踏まえて、必要機材の設置・撤去の作業を行う。

また、受託者は、機材の設置後、適宜点検し、故障や補修の必要が生じた場合は、速やかに対応し無償で取り換えまたは補修をしなければならない。

6) 安全管理

機材の設置・点検・撤去の作業に際しては、所要の人員を配置し、現場の整理整頓・清掃、保安に努める。

また、火災及び盗難等の事故を防止するとともに、来訪者や作業員の安全を確保するため、警備等の必要な措置を講じる。

(2) 業務実施報告

イベントの実施結果とともに、それを踏まえ、堀止地区の魅力向上やにぎわい創出、堀止緑地の今後の活用に関する意見について、業務実施報告書として取りまとめ、本組合に提出する。

(提出物) 「業務実施報告書」(A4版) 2部
「業務実施報告書電子媒体」1部

2 特記事項

- (1) 堀止緑地には、イベントで活用できる電源がないため、受託者が経費負担して、発電機の調達や電気工事など、電力を確保してください。
- (2) 堀止緑地の東側に隣接する名古屋市有地及び高架下において、ホテル等のにぎわい施設が令和8年春に開業予定です。イベント開催に当たっては、それらのにぎわい施設関係者をはじめ、名古屋市(名港開発振興課)と調整してください。
- (3) 業務履行場所に隣接する名古屋市開発区域、1号公園においては、業務履行期間に、別途イベントが開催されることが想定されています。円滑な調整、集客や広報等の連携により相乗的なにぎわいの創出を図るため、関係者による実行会議が組織されることが検討されています。
- 本組合は、実行会議に参画することとしており、本業務においても、実行会議を通して他のイベントと相互協力できるよう努めてください。
- (4) 堀止緑地の使用については、「名古屋港管理組合臨港緑地条例」に基づき、堀止緑地の指定管理者である(公財)名古屋港緑地保全協会と調整し、同財団に行行為許可申請の手続きを行ってください。

手続き方法や車両の乗り入れ制限など、緑地の使用に係る注意事項等の詳細については、同財団の「堀止緑地イベント等使用の手引き」をご参照ください。(別添参考資料 参照)
なお、堀止緑地の使用料は不要です。

- (5) 高架下広場の使用については、名古屋市(ささしまライブ24総合整備事務所)と調整し、同事務所に対し、本組合を施行者及び主催者として、4月に優先確保の申請手続きを行ってください。

手続き方法、車両の乗り入れ制限、火気使用の禁止など、広場の使用に係る注意事項等の詳細については、同事務所の「ささしまライブ24地区1号公園・高速道路高架下広場の催事等使用の手引き」をご参照ください。(別添参考資料 参照)
なお、高架下広場の使用料は不要です。

- (6) 堀止水面の使用については、次の点に留意してください。

- ① 「港則法」「名古屋港管理組合港湾施設条例」に基づき、名古屋海上保安部(名古屋港長)及び本組合への行事許可申請の手続きを行ってください。なお、堀止水面の使用料は不要です。
- ② 「名古屋港管理組合港湾施設条例」に基づき、釣り魚は禁止です。
- ③ 中川運河では、水上交通「クルーズ名古屋」が通航しており、堀止には、その暫定船着場があります。水面使用に際しては、名古屋市(名港開発振興課)及び「クルーズ名古屋」の運航事業者と調整してください。

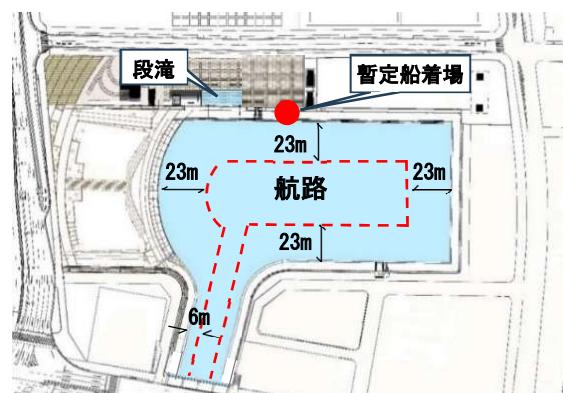
また、他の堀止水面使用者とも事前に調整してください。(調整先については、本業務契約締結後、堀止水面の使用に係る提案内容を踏まえ、本組合より提示します。)

- ④ 工作物については、航路*や船舶通航に支障のない場所に設置するとともに、既設護岸、安全柵や高度処理水放流管等の施設に影響を与えないよう配慮する必要があります。
そのため、工作物の構造・設置場所等については、本組合と調整してください。

* 航路

堀止：護岸(北支線口を除く)から
幅 23m を除いた水面

北支線：護岸から幅 6m を除いた水面



⑤ 船舶の使用に際しては、中川運河通船門の通航時間や船舶の規格等に制約があるため、本組合との調整・手続きが必要です。なお、通船門の使用料は不要です。

また、運河内には係留施設がないため、護岸に船舶を係留しておくことはできません。

暫定船着場を使用して船舶の乗降や離着岸を行う場合は、本組合、名古屋市(名港開発振興課)及び「クルーズ名古屋」の運航事業者と調整してください。

⑥ 水面での利用または作業を行う場合は、ライフジャケットの着用をはじめ、危険防止措置、事故発生時の対策など、安全管理を確実に行ってください。

⑦ 中川運河及び段滝の水質を鑑み、堀止水面での遊泳や飛び込み、堀止の水を使用した散水や噴水、噴霧、水鉄砲などは禁止します。

(7) 実施にあたっての警察等関係機関との協議は、受注者が窓口となり行ってください。

(8) イベントにより発生する音（音楽、演出等）について、堀止緑地周辺住民等に支障とならないよう、十分に配慮してください。

(9) イベントに関して、周辺住民や来訪者等から苦情等があった場合、受託者は誠意をもって対応してください。

(10) 受託者は、本業務の実施にあたり、本組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者の責に帰することができない事由がある場合を除き、その損害について賠償の責を負うこととします。既設構造物を汚染し、または損傷を与えたときは、受託者の責任で復旧することとします。

(11) イベントにおいて、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、受託者自らの責任と費用で解決してください。本組合は、一切の責任を負いかねます。

(12) イベントに伴う事故等は、受託者の責任となるため、実施イベントを対象とした賠償責任保険に加入し、保険証の写しを本組合に提出してください。

(13) 企画立案及び実施に際しては、関係する法令（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、警察法、道路交通法、消防法、興行場法、食品衛生法、著作権法、港則法、航空法、労働安全衛生法等）、愛知県、名古屋市及び本組合の条例・施行規則その他規程を遵守してください。